

DPC データの提出に係る対応について

1 背景

- 平成 30 年度診療報酬改定において、入院医療を担う医療機関の機能や役割を適切に評価するため、DPC データの提出を求める対象となる病棟の種類を拡大した。附帯意見においても「データに基づくアウトカム評価の推進の観点から、より適切な評価に資するデータ提出項目の追加やデータ提出を要件化する対象病棟の拡大等について引き続き検討すること。」とされており、今後も診療実績に関するデータの提出の拡大については、検討が必要である。
- また、現在、医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議において、NDB と介護 DB の連携解析について検討が行われており、今後、DPC データとこれらのデータベースとの連結についても検討が予定されているが、連結を行う場合、これらのデータベースと同様に公益目的での利用の明確化や運用の安全性の確保を図ることが必要である。

2 現状と課題

(1) 平成 30 年度診療報酬改定関連

- 回復期リハビリテーション病棟入院料 5、6、療養病棟入院基本料を算定する病床を有する医療機関については、許可病床 200 床以上の場合にデータの提出を必要としている。
- また、データの提出には体制の構築や手続き等に一定の期間を要することから平成 31 年 3 月末までの経過措置を設けている。(50 床未満等の医療機関の経過措置は平成 32 年 3 月末まで)
- 上記病棟を届け出る医療機関の中には、医療機関全体としてはデータ提出の対象外となる精神科の診療を担う病床で構成し、一部がデータ提出の対象となる療養病床等で構成され、全体としては、許可病床が 200 床以上となる場合も存在する。しかしながら、そのような場合は、データの提出を行う体制を構築できていない医療機関が存在する。

(2) DPC データ収集について

- DPC データは退院患者調査やデータ提出加算の算定等のために収集されるものであり、厚生労働省告示第 43 号等に規定されているが、DPC データの収集・利用目的や第三者提供の枠組み等について、必ずしも明確に法定されていない。

3 対応方針（案）

(1) 平成 30 年度診療報酬改定に伴う課題への対応

- 平成 30 年度診療報酬改定に向けた議論においては、これらの医療機関の主たる診療内容に応じて、DPC データの提出を求めることを検討していなかったことや、上記の通り一部の医療機関においては体制の構築が出来ていないことを踏まえ、改めて経過措置を設けることとし、診療実績を示すデータの提出の要否については引き続き検討する

こととしてはどうか。

- 具体的な経過措置としては、回復期リハビリテーション病棟入院料 5、6、療養病棟入院基本料を算定する病床を有する医療機関のデータ提出については、データ提出が要件となる病棟の数が 200 床以上の場合にデータの提出を求めることとしてはどうか。

（但し、急性期入院料など病床数にかかわらずデータの提出が必要な病棟を有する場合は除く）

（2）DPC データ収集にあたっての法的整備について

- DPC データ収集の根拠、利用目的や収集方法及び第三者提供の枠組み等について法令に規定する等により、根拠の明確化とデータ利用の運用の安全性の確保を行うこと等を検討してはどうか。あわせて、今後、他のデータベースとの連結に関する課題の検討を進めることとしてはどうか。